

## ニュース・レターの発刊にあたって

犯罪被害者の会

代表幹事 岡村 熟

1999年10月31日、それまで知りあうこととなかった岡村熟、渋谷豊美子、林良平、宮園誠也、本村洋が岡村の事務所に集まり、犯罪被害者の権利と被害回復制度を自ら確立するため、全国各地でひっそりと生活している犯罪被害者と手を携えて、国、社会に働きかけて行こうと決意したのがこの会の始まりです。

報道機関を通じて呼びかけたところ、1月23日のシンポジウム並びに犯罪被害者創立総会には立錐の余地のないほどの参加者が集まるという活況ぶりで、犯罪被害者が何の保護もうけていない現実が明らかになりました。

私たち犯罪被害者は、何一つ悪いことをしていないのにどうしてこんなに苦しまなければならぬのでしょうか。これは国や社会の怠慢です。もうこそ生きるのはやめましょう。勇気を持って、堂々と私たちの権利を叫びましょう。そして力を合わせ前進しましょう。

明日はきっといいことがあるはずです。

連帯のあかしとして、ニュース・レター第1号をお届けします。

2000年1月23日

### 第1回シンポジウム

...盛会裡に開催...

シンポジウム「犯罪被害者は訴える」は2000年1月23日午前10時から午後4時まで東京・飯田橋のセントラルプラザ10階市民活動センターにおいて開かれました。

犯罪被害者からの生々しい切実な体験報告・問題提起、参加者を交えた意見交換の後、常磐大学学長諸澤英道先生による助言が行われ、犯罪被害者の会の設立が決議されました。

続いて会の規約が決められ、役員が選出されました。

### 参加者数

300余名

一般参加の受付人数は224名でしたが、そのほかに、主催者・会場整理応援者・報道関係者を加えると総数は300名を超えた、会場は立錐の余地のない状況でした。

### 会員

会員は生命・身体に関わる犯罪被害者に限ります。

### ボランティア

登録ボランティアには、必要に応じ、各種応援をしていただきます。

### 報道元祖について

1月23日の会の様子は報道各社30数社50余人によって取材されテレビ・新聞等で全国に伝えられました。ただし、希望者については、匿名・映像カット等の措置をとりました。

今後も、会員の承諾なしに会の知り得た個人情報は洩らさない等

には、十分留意いたします。

また、当会事務局は会員名簿を作成・常置しますが、公表せず、ご本人の承諾のない限り外部に洩らしません。

## シンポジウムの主な発言

- 法廷に遺影を持ち込もうとして廷吏に断られた。裁判官に話もさせてくれない。
- 法廷その他で犯人の家族と同席になるのは気分が悪い。
- 法廷で犯人が嘘をついても、傍聴席から発言出来ない。
- 傍聴も十分に出来ない。傍聴券をもらえない。
- 被害者に国費で弁護士をつけよ。
- 刑事裁判記録を見せてもらえない。
- 捜査の状況も裁判の進行も一切教えてもらえない。
- 少年事件は殆ど何も知らされない。少年法改正は急務。
- 傷害の医療費は全部被害者の自己負担。
- 刑事裁判が遅いので、判決後民事裁判を起こすときには時効になってしまう。
- 犯人が精神障害者で不起訴となり、損害賠償請求も出来なかつた。
- 民事裁判で損害賠償の判決を得たが支払われない。
- 交通事故の業務上過失致死の刑が軽すぎる。
- 明らかに殺人罪なのに検察は傷害致死罪という。
- ストーカー事件を警察に訴えても取り上げてくれない。そのうちに殺人に遭つた。
- 犯人には刑務所の中で仕事をさせ、その報奨金で被害者に弁償させよ。
- 検察審査会法は欠陥がある。法改正を要す。
- 遺族に対するマスコミの心ない取材に怒る。

## 1月23日 シンポジウム 時間表

10:00 ~ 10:25	開会 開催にあたって	司会 渋谷 登美子 岡村 熟
10:25 ~ 12:00	報告 ① 本村 洋 ② 林 良平 ③ 假谷 実 ④ 曽我部とし子 ⑤ 宮園 賦也	
12:00 ~ 13:00	昼食休憩	
13:00 ~ 14:30	会場からの意見	
14:30 ~ 15:00	助言 常磐大学学長 諸澤 英道	
15:00 ~ 15:30	犯罪被害者の会設立総会	
15:30	閉会	

## 「犯罪被害者の会」設立の趣意書

犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて

犯罪被害者は、一生立ち上がりがれないと痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、どこから援助を受けることもなく精神的、経済的に苦しみつづけてきました。

国が、社会が、犯罪を加害者に対する刑罰の対象としてのみとらえて、犯罪被害者的人権や被害の回復に何の考慮も払わなかつたためです。

先駆者のご努力により、犯罪被害者等給付金支給法が制定され、犯罪被害者を支援する団体も生まれて、ようやく犯罪被害者の権利が社会的関心を集めようになりました。しかし、犯罪被害者の置かれている現状は、国連被害者人権宣言の精神からも程遠いものです。

「犯罪が社会から生まれ、誰もが被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者に権利を認め、医療と生活への補償や精神的支援など被害回復のための制度を創設することは、国や社会の当然の義務である」と考えます。そして、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は被害者自身の問題ですから、支援者の方々に任せることだけでなく被害者自らも取り組まなければなりません。

そのため私達犯罪被害者は、犯罪被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を訴え、犯罪被害者の権利、被害回復制度について論じ、国、社会に働きかけ、自らその確立をめざすため「犯罪被害者の会」を設立します。

全国各地の犯罪被害者が連帯し、「犯罪被害者の会」のもと、それぞれの抱える苦しみと悲しみを生きる力に変え、今生きている社会を公正で安心できるものにするため、心と力を尽くします。

2000年1月23日

## 会の設立後の活動実績

犯罪被害者の会設立後、次のような活動を実施いたしました。

2000年2月3日(木)

岡村代表幹事、渋谷・宮園幹事が、社民党内閣委員会から参院会館に招かれ、以下の説明を行った。

- 当会設立趣旨
- 犯罪被害者の権利の確立
- 犯罪被害者権利法の制定
- 犯罪被害者保護のための法整備に関する意見

2月17日(木)

民主党に対し、上記説明。

2月19日(土)

民主党東京都連主催シンポジウム「犯罪被害者救済基本法制定に向けて」に、岡村代表幹事、宮園幹事が出席。

3月3日(金)

公明党に岡村代表幹事、宮園幹事が上記を説明。

## 犯罪被害者の会 規約

## (名称)

第1条 本会は、犯罪被害者の会という。

## (定義)

第2条 犯罪被害者とは、犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者およびその近親者をいう。

## (目的)

第3条 本会は、以下の事項を目的とする。

- ① 犯罪被害者の権利の確立
- ② 犯罪被害の回復制度の確立
- ③ その他上記目的に関連する事項

## (会員)

第4条 本会の会員は、犯罪被害者とする。

## (入会)

第5条 本会に入会するには、書面で申し込むこととする。

## (役員)

第6条 本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの1名を代表幹事とする。

2 役員は、総会で選ぶ。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

## (総会)

第7条 総会は、必要に応じて開催する。

## (活動費)

第8条 会の活動費は、寄付金による。

## (会計)

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。

**主張**

- ☆ 犯罪被害者の本当の声を、国や社会に高らかに訴えよう。
- ☆ 司法・行政・立法府は、犯罪被害者の声に耳を傾けよ。
- ☆ 犯罪被害者権利法を速やかに制定しよう。
- ☆ 犯罪被害者等給付金支給法の給付範囲と給付金額の拡大を実現し、予算増加を要求しよう。
- ☆ 付帯私訴制度を研究し、法案作成を働きかけよう。

**角字 背説****犯罪被害者保護要綱の要旨**

法制審議会が2月22日に法相に答申した「犯罪被害者保護のための法整備に関する要綱」の要旨は次の通りです。この案が更に検討され、法律案として、国会に提出されることになります。

**1 性犯罪の告訴期間撤廃**

強制わいせつ、婦女暴行などの罪とその未遂罪は親告罪といって、6ヶ月以内に告訴を要することとなっていましたが、この期間制限を止める。

**2 ビデオリンク方式による証人尋問**

裁判所は、①強制わいせつ、婦女暴行などの被害者、②児童福祉法違反の淫行、児童売春禁止違反の被害者等を証人尋問する場合、法廷以外の場所に証人在席させ、ビデオを通して、尋問することができるようにする。また、証人が後の共犯被告の裁判で、同一内容の証言を求められることがある場合、尋問と証言を録画できる。

**3 傍聴への配慮**

裁判長は被害者ら（死亡した場合は配偶者、直系親族、兄弟姉妹）から傍聴の申し出があるときは、傍聴できるように配慮しなければならないこととする。

**4 公判記録の閲覧、臘写（コピー）**

従来、公判記録は、なかなか閲覧や臘写できませんでしたが、裁判所は被害者やその遺族の損害賠償請求権の行使など理由があるときは、認められることになる。

**5 心情陳述権**

裁判所は、被害者やその遺族が被害の心情、事件に関する意見の陳述を申し出たときは、公判で陳述させることとする。

**6 公判調書への執行力付与**

被告と被害者ら民事上の合意（示談）をした場合その旨記載できる。その記載は（民事裁判の）和解と同一の（強制執行できる）効力を有することになります。

## 当面の行事予定

3月25日(土)  
1時～5時  
定例役員会

9月2日(土)  
前夜祭

9月3日(日)  
総会およびシンポ

場所 関西方面

上記で第2回の集会を実施する計画で、会場の確保等の準備作業を進めております。

詳細が固まり次第、お知らせします。

## 会報について

当会の会報を定期的に作成して、会員及びボランティアの皆様にお送りするよう計画しております。ただ、いろいろ準備に手間取っておりますので、暫定的に、このニュースレターをお届けします。

## 投稿について

前回のシンポジウムについての皆様のご感想や当会の今後の活動方向についてのご意見、ご自分の体験など、投稿を歓迎します。

次号から投稿欄を用意する予定です。書って、ご参加ください。

なお、紙面整理の都合上、一投稿について200字以内にお願いします。匿名希望の方はその旨明記して下さい。

**当会の会計について**  
当会の会計については、会員から会費を徴収しておりません。

もちろん、郵送料・通信料等の諸経費が必要となります。今のところ、これらは有志の方々の寄付金で賄っております。

当会発足後、約一か月で21名の方々からご寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

会の発展に伴って、経費も増加する見込みにつき、お志のおありの方々には今後もご支援をお願いいたします。

郵便振替口座は下記のとおりです。

□ 振替番号

00170-6-  
100069

加入者名

犯罪被害者の会

## 犯罪被害者の会

〒100-8694

東京中央郵便局 私書箱1646号

TEL & FAX

03-3215-3616

## 役員

代表幹事  
幹事  
幹事  
幹事  
会計監査

村谷  
岡渋林吉本假  
園村谷

登  
美良誠  
熟子平也洋実

当会宛てのご連絡は、なるべく、FAXまたは郵便でお願いします。